

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和 39 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し及び同条第 1 項から第 3 項までの規定中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 昇任又は降任により年額報酬の額に異動を生じた場合における年額報酬の支給額は、当該昇任又は降任があった月以降の期間については新たに該当することとなる年額報酬の月割を、同月前の期間については従前の年額報酬の月割を基礎として算定する。

第 6 条の 2 の見出しを「(出勤報酬)」に改め、同条第 1 項中「水火災その他非常災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改め、「限る。）」の次に「、研修、講習」を加え、「費用弁償」を「出勤報酬」に、「2, 600 円」を「4, 000 円」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を削り、同条第 2 項中「前項の費用弁償」を「第 1 項の出勤報酬」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、1 回の従事時間が 4 時間を超えるときは、以後 4 時間までごとに 4, 000 円を同項に規定する額に加算して支給する。

第 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(費用弁償)

第6条の3 団員がその公務のため旅行したときは、その旅行に係る費用弁償として、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額の旅費を支給する。

(1) 団長 熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和33年条例第22号。以下「旅費支給条例」という。）別表第1に規定する2号区分相当額

(2) 団長以外の団員 旅費支給条例別表第1に規定する3号区分相当額

2 前項の費用弁償の支給方法については、旅費支給条例の規定を準用する。

第7条ただし書中「水火災その他非常災害」を「災害」に改める。

別表中「75,000円」を「82,500円」に、「60,000円」を「69,000円」に、「40,000円」を「50,500円」に、「34,000円」を「45,500円」に、「25,000円」及び「24,000円」を「37,000円」に、「23,000円」を「36,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提出理由）

消防団員に係る報酬額の改定及び出動報酬の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。